

法人化後の会計制度について (国立大学法人東京大学)

区分	国	法人化	
寄附金	受 入	文科省から総長に交付	寄附者から直接受入(受入決定は総長)
	財 源	歳入歳出外現金(委任経理金)	本学の収入(寄附金収入)
	経 理	指定金融機関に預託(専用通帳を保管)	取引銀行に預託(余裕金としての運用有)
	執行責任	歳入歳出外現金出納官吏(係長級)	経理責任者(事務部長級)
	決 算	証拠書類等を会計検査院へ提出	財務諸表に計上(会計監査人等による監査)
	繰 越	可能	可能(但し、受入時に用途を特定した場合。 →寄附金債務に計上) ※用途の特定とは「医学研究のため」など
	運用制度	奨学寄附金委任経理事務取扱規則 及び関連の文科省取扱通知	国立大学法人会計基準及び実務指針 東京大学寄附取扱規則
	税法上	損金算入又は寄附金控除の適用	損金算入又は寄附金控除の適用
受託研究	契約者	契約担当官(事務局長)	総 長
	財 源	国の収入(納入告知書による納付)	本学の収入(受託研究収入)
	経理及び 執行管理	歳出予算の執行 支出負担行為制度による管理	取引銀行に預託 プロジェクト別に収入支出を受払簿で管理
	間接経費	直接経費の約30%	直接経費の約30%
	繰 越	可能(契約期間を延長)	可能(複数年契約期間内)
	運用制度	東京大学受託研究取扱規則	東京大学受託研究取扱規則